

子宮頸がん予防ワクチン（HPVワクチン）の接種状況報告及び

令和4年度以降の接種勧奨に関する実施事業

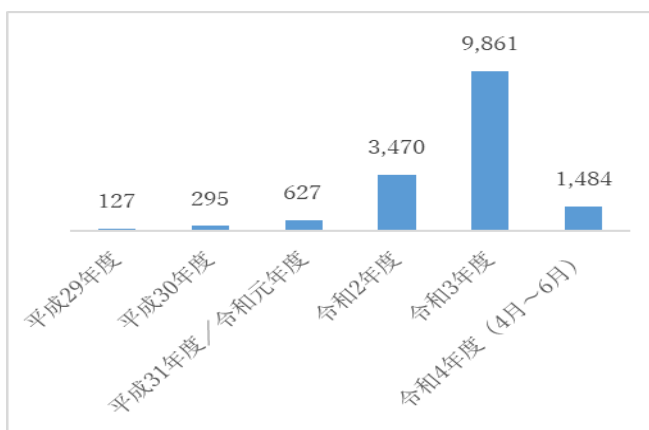
1 経緯

子宮頸がんは国内では年間約 11,000 人が発症し、年間約 2,900 人が亡くなっています。その子宮頸がんの原因となるHPV（ヒトパピローマウイルス）の感染を防ぐHPVワクチンは、平成 25 年 4 月に定期接種となりましたが、接種後の多様な副反応症状により、同年 6 月から令和 3 年度末まで積極的な接種の勧奨を差し控えていました。このたび、厚生労働省においてワクチンの有効性が確認され、安全性に特段の懸念は認められないこと等から、積極的な接種の勧奨の差し控えを終了することになりました。

今後、対象者には、接種勧奨とともにリーフレットの配付等により有効性・安全性について周知を図り、本人や保護者がご自身で接種について検討・判断していただき、できるだけ早期に予防接種を受けていただくよう案内に取り組んでいきます。

2 接種状況(実績)

接種年度	件数
平成 29 年度	127
平成 30 年度	295
平成 31 年度／令和元年度	627
令和 2 年度	3,470
令和 3 年度	9,861
令和 4 年度(4～6 月)	1,484



【参考】

キャッチアップ接種(令和4年 4～6 月):1,102 件

3 令和4年度以降の実施内容

1) 個別通知

(1) 概要

HPVワクチンの定期接種^{※1}及びキャッチアップ接種^{※2}の対象者に、本人や保護者がご自身で接種について検討・判断できるよう、ワクチンの有効性や安全性に関する情報等や接種を希望した場合の円滑な接種に必要な情報を提供するとともに、接種の利便性を高めるため、6 月に対象者へ個別に接種券及び、有効性・安全性を記載したリーフレット、予診票等を送付しました。また、子宮頸がん発症の予防には、予防接種に加えて子宮頸がん検診の定期的な受診が効果的であるため、キャッチアップ接種対象者に検診案内チラシも同封しています。

- ※1 定期接種…予防接種法で定められた予防接種で、接種費用は公費で一部または全額を負担します。
- ※2 キャッチアップ接種…HPVワクチンの積極的な接種の勧奨を差し控えている間に接種の機会を逃した方に対して、公平な接種機会を確保する観点から、時限的に、従来の定期接種の対象年齢を超えて定期接種を行うこと。

(2) 接種対象者及び接種期間等

	定期接種	キャッチアップ接種
対象者	小学6年～高校1年相当（平成18年度～平成22年度4月1日生まれの女子）	平成9年度～平成17年度生まれの女子で、過去にHPVワクチンの接種を合計3回接種していない人
接種期間	小学6年～高校1年の間 ※平成18・19年度生まれの人は、対象期間を過ぎても、令和7年3月31日まで公費で接種可能	令和4年4月1日～令和7年3月31日の3年間
対象ワクチン	・サーバリックス（2価ワクチン）または・ガーダシル（4価ワクチン）	

2) 定期接種対象年齢を過ぎて自費で接種した方への費用助成(償還払い)

(1) 概要

積極的な接種の勧奨を差し控えている間に接種の機会を逃した方で、定期接種の対象年齢を過ぎて、令和4年3月31日までにHPVワクチンの任意接種を自費で受けた方に接種費用等の助成（償還払い）を実施します。

(2) 対象者

- ① 平成9年度～平成16年度生まれの女子で、令和4年4月1日時点で神戸市に住民登録がある方
- ② 定期接種において3回のワクチン接種が完了していない方
- ③ 17歳となる日の属する年度から令和4年3月31日までに国内の医療機関でHPVワクチンの任意接種を受け、実費を負担した方
- ④ 償還払いを受けようとする接種回数分についてキャッチアップ接種としての定期接種を受けていない方

(3) 受付期間

令和7年3月31日（月曜）まで

(4) 対象費用と助成額

接種者が負担した接種料金の実費

※接種費用の支払いを証明する書類（領収書等）が提出できない場合においても、接

種記録が確認できる書類の写し（母子健康手帳等）を提出できる場合は助成対象とします。ただし、助成額は市が定める額とします。

※定期接種の対象ではない9価ワクチン（シルガード9）の接種費用も助成対象とします。ただし、助成額は市が定める額とします。また、9価ワクチンの接種を令和4年3月31日までに開始し、令和4年4月以降に2回目もしくは3回目の接種が必要な場合には、4月以降の接種についても助成の対象とします。

※1 医療機関が発行する証明書にかかる文書料の実費も助成の対象となります（上限3,000円）。

(5) 申請件数（令和4年7月末現在）

ワクチン種類	件数
2価ワクチン（サーバリックス）	7
4価ワクチン（ガーダシル）	143
9価ワクチン（シルガード）	53
計	203

3) 副反応に関する相談ダイヤル

(1) 概要

ワクチン接種後に気になる症状が出たときは、まずは、かかりつけ医かワクチンを接種した医療機関へ相談し、速やかに医師の診察を受けていただくこととなりますが、神戸市では副反応に関して不安を抱いている方が相談できる機会を確保し、安心して接種できるようにするため、副反応に関する相談ダイヤルを設置しました。

(2) 開設時間

月～日曜（土日祝含む）11：00～19：00

(3) 電話番号

078-322-5506

(4) 相談件数（令和4年7月末現在／令和4年6月13日開設）

	①副反応 に関すること	②HPV ワクチン接種 に関すること (副反応除く)
6月	1	18
7月	2	6
計	3	25